

## ～平成30年度税制改正⑦～

平成30年税制改正内容についての事業法人に係る項目の概要説明。今回は高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度と再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の新設である。

### (ポイント)

- 高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設
- 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の新設

### 1.高度省エネルギー増進設備等の特別償却制度の新設

青色申告書を提出する法人で特定事業者等である者が、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置が講じられた。以下の要件を満たした場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等(※1)については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができます。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。なお、中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいう。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものは除かれる。

### 【適用要件】

- (1)青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるもの
- (2)適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合

|   | 特定事業者の種類  | 適用対象設備(高度省エネルギー増進設備等)<br>(※1)  |
|---|---|--|
| ① | エネルギーの使用の合理化等に関する法律のエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣に指定された工場等を設置している者(その指定に係る同法の加盟社を含みます) | エネルギーの使用の合理化等に関する法律により主務大臣に提出した中長期的計画に記載されたエネルギーの使用の合理化のために設置する機械その他の減価償却資産で特に効果の高い一定のもの |
| ② | 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた工場等を設置している者                                    | その連携省エネルギー計画に記載された連携省エネルギー(仮称)の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産(※2)                           |
| ③ | 改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の荷主連携省エネルギー計画(仮称)の認定を受けた荷主   | その荷主連携省エネルギー計画に記載された荷主連携省エネルギー措置(仮称)の実施により取得等をされる一定の機械その他の減価償却資産(※2)                     |

※1 補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外

※2 機械その他の減価償却資産とは、機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物及びソフトウェア

### 【適用時期】

上記の表の①から③についての適用時期は以下のとおりである。

- ・①の法人:平成30年4月1日から平成32年3月31までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用
- ・②及び③の法人:改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正法の施行日から平成32年3月31までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用

(裏面に続く)



# ～平成30年度税制改正⑦～

## 2.再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の新設

青色申告書を提出する法人が、一定期間内に再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の20%の特別償却ができる措置が講じられる。導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギー・ミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するための税制措置が講じられる。

### 【適用要件】

- (1)青色申告を提出する法人
- (2)平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合

注1)電気事業法の一般送配電事業者に該当する法人等が取得等をしたものは対象外

注2)補助金等の交付を受けて取得等をしたものは対象外

### 【適用対象設備】

以下の資産のうちエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源の利用に資する一定のものをいう。

- (1)非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産
- (2)上記(1)の資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその資産の持続的な利用に必要なもの

注)ただし、太陽光、風力、原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する上記の(1)の資産及び原子力等一定の非化石エネルギー源の利用に資する上記の(2)の資産は対象外

### 【適用時期】

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した設備に適用される。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

### コラム:実務家のひとこと

#### (企業情報開示)

金融庁のワーキンググループ(WG)は、企業情報開示が投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確・適時に分かりやすく提供する等の役割を十分に果たしていく観点から、有価証券報告書開示を含め、その他の開示(会社法開示、上場規則、任意開示等)との関係にも配意した上で、企業情報の開示の包括的な検討を進めてきている。そのWG報告案では、①財務情報および記述情報(非財務情報)、②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供、③提供情報の信頼性・適時性の確保、④その他(英文での情報提供など)の4つの課題について考え方がとりまとめられている。①ではMD&A(経営者分析等)や経営戦略、リスク情報や人的情報などの記述情報の充実が望ましいとされている。企業に対する投資家の理解が深まることで中長期的な企業価値向上に向けた投資家と企業との対話がより実効的なものとなることへの期待が寄せられた。企業情報開示に関する②から④については次号以降のコラムで取り上げることとする。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。